

へきしん

# 先進医療 支援ローン

ご家族も安心。  
先進医療にかかる治療費をサポート！



**融資利率**

**年3.0%**  
固定金利(保証料を含む)

※お借入金利はお申し込み時ではなく、実際にお借り入れいただく日の金利が適用されます。

**融資期間**

**6ヵ月~7年**  
(1ヵ月単位)

**年齢**

借入時 **満18歳~65歳**  
(完済時満70歳未満)

**融資金額**

**10万円~300万円**  
(1万円単位)

### お使いみち

「陽子線治療」等の先進医療にかかる治療費用  
 保険診療の対象外となる先進医療の治療費用が対象となります。  
 ※先進医療とは、厚生労働大臣の承認を受けた先進医療技術のことをいいます。  
 ※保険診療の対象となる診察・検査・投薬・入院等の費用は対象となりません。

ご利用いただける方

**年 収** 前年度の年収200万円以上(税込)の方

**勤続年数  
営業年数** 1年以上の方

### その他

- 先進医療を受けるご本人またはそのご親族(配偶者ならびに3親等以内の親族)の方  
 ※ご親族がお申し込みされる場合は、治療を受ける方と続柄がわかる公的資料にて確認させていただきます。
- 三井住友カード株式会社の保証が受けられる方

**ご返済方法** 元利均等分割返済(融資金額の50%以内でボーナス併用返済ができます。)

**担 保** 不要です。

ご融資の条件

**保 証 人** 三井住友カード株式会社が保証しますので、原則不要です。  
ただし、治療を受けるご本人が契約者となる場合は、原則として前年度税込年収が100万円以上あるご親族の連帯保証人が必要となります。

**保 証 料** 保証料は融資利率に含まれます。

**必 要 書 類** ● 本人確認資料 ● 住民票(治療する方との続柄がわかるもの)  
● 資金使途確認資料(先進医療内容・金額のわかる資料) ● 収入証明資料  
※住民票は、個人番号(マイナンバー)の入っていないものに限ります。

**手 数 料** 一部繰上返済・繰上完済・条件変更手数料は不要です。

**そ の 他** 本ローンは、「名古屋市陽子線治療資金利子補給制度」の利子補給(補給期間5年)の対象ローンです。  
当制度の詳細は裏面をご覧ください。

- 審査によりご希望にそえない場合がありますので、ご了承ください。
- 店頭に商品説明書をご用意しておりますので、詳しくは窓口までご照会ください。また、現在の金利水準やご返済額の試算などにつきましても窓口でご照会いただけます。

# 名古屋市陽子線治療資金利子補給制度

名古屋陽子線治療センターで陽子線治療を受ける名古屋市民の方について、患者さんやご家族が、金融機関から治療費を借り受けた場合、その利子の一部を名古屋市が補助する制度です。

※公的医療保険の対象の方は、この制度はご利用できません。

## 1 利子補給の条件

次の(1)、(2)の条件をすべて満たす場合に利子補給制度が利用できます。

- (1) 名古屋陽子線治療センターにおいて陽子線治療を受ける患者が、治療を受けることの同意書を提出した日において、引き続き1年以上名古屋市内に住所を有していること。
- (2) 患者、患者の親族(※1)、または患者と同一の世帯に属する者が、名古屋市と協力協定を締結している金融機関から陽子線治療の費用を借り入れた場合(※2)  
(※1) 6親等以内の血族、配偶者、3親等以内の姻族。  
(※2) 金融機関からの借り入れには別途、金融機関の審査を通過する必要があります。

## 2 利子補給の割合

借入利率年6%、対象借入金268万3千円、返済期間5年間を限度として、

- (1) 患者が非課税世帯(※)に属する場合 …………… 借入率の10/10を補助します。
  - (2) 患者が課税世帯に属する場合 …………… 借入率の10/10を補助します。
- (※) 非課税世帯…所得税を課されている者がいない世帯

## 3 申請から利子補給(支払)までの流れ

- (1) 申請者が、利子補給金の交付申請書類を名古屋市に提出
- (2) 名古屋市が審査し、交付・不交付を決定し申請者へ通知
- (3) 申請者が、交付請求書兼実績報告書類を名古屋市に提出(前年度分を、翌年度4月までに提出)
- (4) 名古屋市が交付金額の確定をして、1年分の利子補給額を申請者の指定する預金口座に振込  
※下線部は利用者が行う手続き

## 4 交付申請に必要な書類

- (1) 利子補給金交付申請書(様式第1号)
- (2) 金銭消費貸借契約証書またはこれに準ずる書類の写し
- (3) 金融機関が発行する返済予定表の写し
- (4) 患者本人の住民票(※)
- (5) 陽子線治療を受けることの同意書の写し
- (6) 申請者が「患者の親族であること」または「患者と同一の世帯に属すること」を証する書類(書類が住民票の場合、下記の(※)を参照)(患者以外の者が申請者となる場合)
- (7) その他名古屋市長が必要と認める書類  
(※) 住民票は、個人番号(マイナンバー)の入っていないものに限ります。

## 5 交付請求兼実績報告に必要な書類

- (1) 利子補給金交付請求書兼実績報告書(様式第3号)
- (2) 金融機関で発行する利子支払証明書(様式第4号)

## 6 資料配付、相談窓口

名古屋市立大学医学部附属西部医療センター  
名古屋陽子線治療センター 運営企画室  
〒462-8508 名古屋市北区平手町1丁目1番地の1  
TEL: 052-991-8588 FAX: 052-991-8599